

(第十四部)

第一回 参議院運輸及び交通委員会會議録第四号

付託事件

○著越東線三奉、船引兩陣間の要田村に停車場を設置することに關する請願(第二號)

○鐵道運賃の値上げ反對に關する請願(第三號)

○長岡鐵道を國營に移管することに關する請願(第四號)

○海運經營方式並びに船員管理に關する請願(第十五號)

○鐵道運賃値上げ反對に關する請願(第十號)

○高崎、熊谷間に電化工事を實施することに關する請願(第四十五號)

○鐵道運賃値上げ反對に關する請願(第四十七號)

○磐城東線神保、大越兩陣間の龍根町官舎に停車場を設置することに關する請願(第十三號)

○熊本縣人吉市を基點とする三路線に省營自動車運轉開始に關する請願(第十五號)

○日本通運株式會社の營業權並びに設備を關係者へ遷移することに關する請願(第八十五號)

○海運經營方式並びに船員管理に關する請願(第九十六號)

○東北本線宇都宮、大宮間、日光線宇都宮、日光間及び兩毛線小山、高崎間の電化實現に關する請願(第九十九號)

○高崎、熊谷間に電化工事を實施することに關する請願(第三十六號)

○海上輸送力緊急増強に關する請願(第二百二十三號)

○船員保險法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○海難審判法案(内閣送付)

○鐵道營業法の一部を改正する法律案(内閣送付)

昭和二十二年八月十三日(水曜日)午後一時三十一分開會

本日の會議に付した事件

○船員保險法の一部を改正する法律案

○海難審判法案

○委員長(板谷順助君) これより會議を開きます。前回に引續きまして船員保險法の一部を改正する法律案に對する質疑を續行いたします。

○植竹春彦君 前回におきまして労働者の災害補償に關する保險、延いては現在只今ここで問題になつております船員保險法につきまして、参考になる文獻を御覽に入れますと申し上げておきまして、家へ歸りましてあつたもので、少し持つて参りましたが、前回申し上げたように、やはり各國間において條約を以て労働者の災害に對する補償に關する條約、それが締結され且つ批准されておきまして、それがアクシデン・ドウ・トラウエイニ・ア・アンド・ドウ・ア・タンタルナショナル・ル・バの本でございます。その百六十七頁以下數十頁に互つて書いてございまして、それからロー・という人のイン・ターナショナル・プロ・テクト・オブ・ア・プレ・バー、それの百二頁以下に詳細に記述してございまして、例えば、一九〇六年にはイタリーとフランスとの間に條約が結ばれ

「一」は申し述べませんけれども、以下一九〇九年、一九一二年というふうに各國の間にそれ、佛白、佛伊、佛リニク・サンプルグ、獨白というようにその他澤山のこれに關する條約が締結してございまして、それでも、あるものを第七回の國際労働總會で統一いたしました。それで労働者災害補償について内外人労働者の均等待遇に關する條約というものが、一九二五年第七回國際労働總會で締結されました。これが昭和三年十月八日に我が國でも批准されております。それに基いて昭和十四年に船員保險法が公布されたものと解釋いたしておりますので、この問題につきましては私の質問申し上げましたことは爾後調べました結果、解消いたしました。尙参考文獻は御當局に御参考になれなればと思ひまして、後刻御覽に入れますから、その程度で私の質問としては打ち切りたいと存じます。

○委員長(板谷順助君) 外に御質問ございせんか。……今日はまだ豫備審査でありますから、この法案は決を採るというところまで行きませんので、衆議院から送付された場合において改めて正式に會議を開きたいと思ひます。その際御質問があらますならばお許しすることにしたと存じます。

○委員(長退席小野哲君委員長席に著く)

○政府委員(田中源三郎君) 只今この委員會に御提案になりました海難審判法案の提案理由を、今日大臣が労働關係の關係談話會がございまして、私より代つて提案の理由を御説明申し上げます。

只今より海難審判法案の提出理由につきまして御説明を申し上げます。我が國の海運は戦争の結果、保有船腹の大部分を喪失いたしましたのみならず、現に殘存する船舶の過半数は戦時大量建造のいわゆる戦艦船でありまして、これに乗り組んでおります者は大部分が戦時中急遽養成の船員であります。更にこれに加えて、戦争の結果航路標識の滅失、艦艇品とかその他運航又は補修用資材の不足等の事情も加わりまして、戦後における海難件数は増加の一途を辿り、誠に憂慮に堪えないところでありまして、

この秋に當りまして、本年日本國憲法が施行せられまして、これに伴う現行海員懲戒法中の一部の規定は當然これを改正する必要に迫られたのであります。現行海員懲戒法は明治二十九年に制定せられまして、爾後一回の改正をも受けることなく今日に及んでゐるのであります。而してその内容は海技免狀受有者たる船舶職員が、その職務を行うに當つて過失、懈怠、若しくは怠慢によりまして一定の海難を惹起した場合、又はその他の非行がありした場合に、刑事訴訟類似の審判手續によりまして、これに懲戒を加へること

を規定したものであります。併し政府は、この際現下我が國の海運の實情に鑑みまして、これに徹底的な檢討を加へることを期し、昨年九月、運輸省内に海員懲戒法改正委員會を設置いたしましたところ、同委員會は前後二十一回に互り委員會を開催した外、東京、神戸等におきまして公聴會を開き、各方面の意見を聴取した上で、本年六月海員懲戒法を廢止し新たに海難審判法を制定すべき旨を答申して参つたのであります。政府におきましては、右答申に基き海難審判法を立案いたしました次第であります。而して同案の骨子といはしますところは、審判は現行海員懲戒法のごとく海員の懲戒を目的として海技免狀受有者の行爲をのみ對象とすることに止め、寧ろ直接に海難の事實そのものを對象として、その原因を探究し、審理の結果海技免狀受有者に故意又は過失がありした場合に、必要に應じこれを懲戒し、又海難が海技免狀受有者以外の者、即ち船主、造船所その他の者の所爲に基くことの明らかな場合には、これらの者に對して然るべき警告をなし得ることとし、以て海難の防止に寄與せんとするのであります。又その審判手續につきましては、新たに參審の制度を採用いたしまして、日本國憲法に規定せられております國民の自由權の保證との關係を勘案いたしまして必要なる修正を加へると同時に、憲法の要請に應じ、高等海難審判所の採決に對して司法裁判

所に不服の訴えを提起する途を開いたこと等を主要な内容とするものであります。以上申し上げましたごとく本法案は努めて民主的に各方面の意見をも参酌したものでありまして、現下我が國の實情に即し、誠に時宜を得たものと考えらるべきであります。何卒十分に御審議下さいまして御可決あらんことをお願いする次第であります。

○理事(小野哲磨) それでは只今から海難審判法案に関する審議に入りたいと思ひます。發言をお許し下さいまし

○丹羽五郎君 今度出されました海難審判法をちよつと私調べましたのですが、第十四條に参審員という制度を置いて、そうしてこの事件の真相を探究するようになっておりますが、これに對して「その職務に必要な學識経験を有する者の中から」ということを講つてあります。これはこの海難に關係する學識経験者といふものは相當数が、もう少数人よりか恐らくこの参審員になる人はなからうと考へております。さういふ意味におきまして、恐らくその参審員の資格がある人は各汽船會社又は海運會社の或いは顧問、相談役といふやうな役職をされておられるのであります。假にこの受審人がその参審員と何かそこに利害關係のあるやうな場合があつたならば、その参審員のその事件に關係してはその参審員がそれに干渉することの出来ない、即ち忌避ができる規定がこれに書いてないのであるが、その點は立法の精神はどういふお考えか、一應お尋ねしたい、さういふ感じしております。

○政府委員(大久保武雄君) 参審員制度は今回の審判が非常に廣汎な對象を持つておりますので、中には非常に技術的に専門的に知識を要するといふ場合が起つて来るのに考へましてこの規定でございますが、例えば造船所の方面の技術關係者等に御参加を願う場合があるかと思ひます。その場合御本人が参審員たることを好まないといふ場合におきましては、これはやはりさういふ方は強制的に任命するといふ趣旨のものではないのであります。やはり合意の下において任命がある。さういふふうに考へております。

○丹羽五郎君 参審員の數は何名を置くと、それについて、政府案として何か案があるならばお尋ねしたい。且私の今お尋ねするのは、参審員が事件の當事者受審人と何等か利害が一致しておる立場を持つておる場合には、その参審員がこの審議に参加することを忌避することの出来る、ここに條文が必要がないかといふことを私はお尋ねしておつたのであります。と申し上げたのは、重ねて申し上げたのは、恐らく學識経験者ですから、造船或いは海運、船の運航といふやうなことで、種く範圍が狭められてあるために、この参審員になるべき人は、恐らく私は各造船所、汽船會社、海運會社といふやうなものとの顧問なり、相談役なり或いは重役なりといふやうな立場を持つておる人が多くあらやしないかといふことを考へるのでお尋ねするわけでありませう。利害關係があつても、その人はその参審員としてそこに發言ができるかどうか、さうすると、我々はそれに對して、又相手方としては、それに對して忌避の申し立てができるかどうかといふやうなことが私のお尋ねしたい點です。

○政府委員(大久保武雄君) 参審員の數は十五名の規定であります。利害關係のあります場合に、参審員として立たれますことは、いろいろ御支障があるといふことは想像いたされませう。さういふ場合におきましては、参審員を命じます際に、よく事件の内容を検討いたしました上で、差支ないやうな措置を講ずる、さういふふうにして運用いたしたい、かように考へております。

○丹羽五郎君 そうすると重ねてお尋ねしますが、参審員を選考する上において、さういふ利害があるかないかといふことを一應よく定めて、見極めて参審員の人を選ぶ。それはただ私は参審員として出た人間が、果して参審員の資格がありや否やといふことについて、又これを忌避ができることに制度を一つ設ける必要がないかといふことを考へております。

○政府委員(田中源三郎君) 丹羽さんの御質問は最も適切な點だと存じます。大體大臣が参審員を任命いたします場合には、事件並びにその事件審議の性質に鑑みまして、最も關連のないところの者を選任をいたして、被害人の補佐人から忌避を受けることのないやうに手續を取つて行きたい。萬一その任命いたしました者において、被害人に對する補佐人から忌避の申請をいたすやうなことがありましたならば、一應よくその點につきまして、参審員の任命とその事件との關連性を更によく審判官が審議した結果、法廷において、その有無を明らかにすることと存じます。ただ法文作成の上におきまして、丹羽さんの仰せられる通り、忌避を申し立てることができるといふ一項を置いて置くことが必要であるかないかといふ御趣旨の要點と思ひます。この點は一應法案が御審議を願ひました上で、更に検討いたしましたして、御指摘のごとくにそれが必要であるといふことならば、各委員會等の修正の形式のごときものを以ちまして、一項をお加え下さいまして別に差支ないかと存じます。

○政府委員(大久保武雄君) 第一點の刑事訴訟法との關係についてであります。海難審判の手續と、刑事訴訟法の手續は本來それ、別個の性質でありまして、そこで刑事訴訟法の關係は、御承知のように一般の刑事關係の事項につきましては手續をいたします。こちらは海難といふ事實を捉へまして、その審判をいたしております。かような關係になります。ただ問題はその事實の認定の問題であります。そこで船舶のやうに非常にデリケートな操作を要する機關につきましては、その過失なりや否やといふこの事實の認定というものに、非常に困難な點がありませう。そこで一定の海難がありまして、そこへ人命が損傷されたから、直ちにこれを一つ刑事問題とするということにつきましては、大きな問題がある。そこでその點は海難審判が、先ず海難の原因を十分調査をする、探究するといふ事實の認定が明らかになりました上で、刑事關係の手續が進行すれば、海員にとりまして非常に都合であるとかやうに考へております。この點が從來刑事事件が先行した場合があつた。又從來の海員懲戒法は刑事關係が先行してゐる。進行した場合におきましては、懲戒審判の方はこれを停止するといふやうになつております。中には海員にとつて非常に酷な判決があつた事例もあるのであります。今回は刑事關係の手續があつた場合に、審判關係の手續を停止するといふ

に對して忌避の申し立てができるかどうかというところが私のお尋ねし

聞しますが、審判所の審理の内容が、刑事訴訟法とどういう関連を持つてお



力はこれを行ひ得た。今度は憲法の精神でこれではできません。今度の法律におきましては、間接強制の制度を、過料に處するということによつてその手續の進行の圓滑を期したい。こういう趣旨であります。

なかに却つて裁判所の勢力を強
こまでもいゝゆる海難審判法に制約せ
られるものであるかどうか、この點に
ついて伺いたい。

○政府委員(大久保武雄君) 五十三條
のこの點は審判所が二審制度になつて
いるから、さういふ二審まで控訴を容

10

○中村正雄君 過料に處するというのはどういふことですか。それと、假に勾引とか召喚とか、そういう手續によつて、何か司法の裁判所に依頼するといふような方法はないわけですか。

○政府委員（大久保武雄君） 今回の憲法では、司法機關に依頼はできないといふ

ました上で事實を十分に専門的に検討し終へました上で、その點について不服ある者は東京高等裁判所に訴をする、こゝういふふうにいたしましたわけであります。尙刑事關係と東京高等裁判所との關係。これは民事關係をここに置きます。

とになっております。若しこちらの呼び出しその他に應じない者は、過料に處するということによつて呼び出しに應ぜしめる。こういうような強制力をとつておるわけであります。

○中村正雄君　その場合に、もう依頼できませんか。司法裁判所に、審判所

○新谷實三郎君 先程の提案理由の
を以て、この法案は、海難の原因を
の法律と並行して手續は進行し得ると
いう建前であります。刑事關係はこゝ
海難審判所で審判された事實に基
きまして地方裁判所から發足するとい
ふことに相成つております。

が必要の場合に、司法裁判所の名前を出すように依頼ができませんか。そして、この制度はできませんか。

○政府委員(田中源三郎君) 大體御知の通りにこの法案は、先ず事實審をして、事實審理の上において明らかに刑事事件が派生をするという場合に

究して、海難の防止に寄與しないといふ趣旨で提案されたにや理由がはつきりいたしております。従いまして離審判決によつてすでに起つた海難對して審判をして、その海難原因を究するといふのも勿論効果はあるで

701-1

おいて、ここに刑事訴訟法に基き、官憲の發動を見るといふ順序になり、するについて、お説のごとくに依拠して呼び出すとか、そういうようなにつきまして、本法案を政府におい審議する時にも、私も事務當局とのにいろ／＼この點について論議いた

て防止するかという點にあることは論であらうと思ふのであります。こ法律案に直接關連性はないかも知れせんが、政府として現在お考えにならうと、或いは今後お考えにならうとする海難防止に關する措置例えば日

100

戦後第四号 昭和二十二年八月十三日

航路標識を今後どういうふうにして
難を防止しようとか、或いは海流や
流の調査研究を進めなければならん
か、又船員の素質も戦争以來非常

(400)

作りまして、蒸餾沈滞しておる海運界の船舶建造に救いの手を延べますと共に、更に今後の外交交渉との関係に俟ちまして、我が日本の國に與えられたところのその範圍内におきまして根本的にこの船舶の改造をいたし、又建造を續行いたします船舶は、これを年次計畫の下に改造をいたし、すべての裝備を整えていくということが第一であります。これは國家財政並びに國家の資源と又今日制約されしる日本の條件が確保されるその時と時に相並行いたしましてこれをやつていくのでありまして、その根本方針は只今申したいような點にあることを御了承願いたいと思ふのであります。

船舶の面はさうであります。今度はこれを運航いたしますところの船員であります。船員が現在におきましては、多くの優秀なる船員は、戦争において尊い犠牲者となられました。従つてここに殘つておられるところの船員は、或いは老朽し、或いは非常に疲勞いたして、殊に若いところの船員というものは、その當時の粗製な船員であります。そのため、根本的な海員としての素質に缺くところがあると思ふのであります。これに對しては、場合によりましては現在乗船をいたしておる者の船員といえども、これを陸上に揚げまして、さうして一定の教育を與える。船員としての恥かしからんところの教育を與えて又船に戻す。その間におきましてこの費用は、國家において負擔をいたしてでもさういつた船員の素質改善に向つての施設を與えんと共に、船員そのものが安心してその使命を全うすべきところの幾多陸上と云わず海上の福利施設を作つて、船員をし

て安心して行くところの施設を完備して行かなければならぬのであります。教育の面とその福利施設の面と相並行してやつて行きたい、かように考へておるのであります。又御承知のごとくに、今その筋におきまして、四杯の海防費を今日日本に課り渡して、各方面の潮流の調査、海洋調査を命ぜられておるのであります。從來ありますところのこの調査に必要な船舶に、更に今後に與えらるべきところの四杯、更に進んで許される範圍の船を動員いたしまして、改めてすべての海洋、潮流、海洋におきまして電波並びに氣象等の面につきましての十分なる調査をいたしまして、その調査に基いて必要な施設を伴いますと共に、陸上におきましてこの氣象、海洋等におけるところの通信機關を完備いたしまして、航海において全からむるような設備を取つて行かなければならぬのであります。更にこの沿岸におきましてこの浮流、波浪等もいまだ多量残つておるような備もあつたので、掃海事業を完全にいたしますと共に、戦時中荒廢いたしたところと共、戦時中荒廢いたしたところと共、この標識を完全にいたしますと共に、又これら標識に携わる人々のすべての待遇の點におきまして、できる限り國家は考へて行きますと共に、只今申しました戦時中荒廢いたした標識の復舊、新たに必要なるところはこれを新設をいたす。前述の即ち海洋の調査及び氣象の調査と相俟ちまして、この標識を完備して行きますと共に、沿岸におきまして、航路の安全を完全にいたしまして、航路の安全を圖つて行くことも必要であります。

す。これらの申しました面につきましては、できる限り今後算面におきましても、或いは又關係のその筋の方面におきましても、交渉をいたしまして、一日も早くこれらの目的を達成するように努力をいたしておるような次第であります。誠に簡單であります。が、今考へております、又實施面において取りつあるところの施策の一端を申し述べまして御了承願いたいと存じます。

○中村正雄君 さつきの御説明で、刑事事件に對してこの審判所の事實の認定は先行させる、こういう事實上方針に伺つたわけでありまして、さういふ大な過誤のあつた場合に、刑事事件手續の初めにおいて時期を失してはいないか。證據認定に非常な支障を來たすのじやないですか。

もう一つ「海難審判法案について」というプリントがありますが、この十一號に、「審判手續を整備すると共に、從來審判所が行うことを得た強制權を廢し、必要な場合には、勾引押收、搜索又は檢證を裁判所に囑託し得ることとした」というこの條文はどこにあるのですか、それを教えて頂きたい。

○政府委員(大久保武雄君) 第一の御質問の、刑事手續をやりました場合に事實が間違つておる場合があるというお尋ねでありましたが、これは海難審判が、殆ど海難關係の專門者を網羅いたしまして、而もあらゆる角度から検討いたしまして、殆ど裁判所と同じような手續を経まして、二審まで繰返しておる。又技術的な非常な専門知識を要する場合におきましては、専門的な參審員まで置きまして、その參審員

も、參審員とは違ひまして、殆ど裁判官と同じような、審判官と同じような資格を以て参加する、こういう慎重な手續を以て事實の審判をいたしまして、殆どこの審判の事實の認定といふものはまあ考へ得る最善のものであります。そこで現在の刑事關係の裁判所には專門家はおりませんので、事實關係の認定は、この海難審判の審判の結果が權威あるものである、こういうふうに解釋いたしております。

それから第二の御質問の點は、實は事務的な手續から若干お配りしました資料に間違ひがあつたさうであります。直ちに後程取替へまして差上げます。

○新谷實三郎君 先程の政務次官の御説明で御方針はよく分りました。御承知のように我が國は世界有数の海難國でありまして、今後貿易が再開されまして、外國船の出入も非常に多くなつて來ると思ふのであります。日本船と外國船との問題のみならず、外國船との關係におきましても、戦争中のいろいろの訓練が惡かつたりしたような事例、或いは航路標識その他の航海安全の施設が整つていないために、外國船との間におきましても面白くない海難事件を惹起する虞れがあります。で、只今の御方針を一日でも早く實現できまうように、特にお骨折り願ひたいと存じます。

向具體的にこの點だけ、これは追加豫算の御關係もあつて、只今お聴かせ願えないかも知れませんが、この法律案によりまして、海難が起りました場合に、具體的に直ちに海難原因の探究をする海難調査のためにどのくらいの人員、どのくらいの豫算を計上しておられましようか、その點を具體的に

差支ない限りお伺ひしたいと思ふのであります。

○政府委員(田中源三郎君) 第一の御指摘の點でございしますが、これはまず貿易再開に備へて、でき得る限り外國船の航路に對します標識及び一般日本沿岸に對するところの掃海不十分なる點については、それらの航海業者若しくはその筋を通じて先ず豫め御通知をいたしまして、安全なる航路を當分の間は取つて頂く、こういうふうな措置をいたします。漸次掃海をし、すべてのものが整いますと共に、次々にそれを發表いたして行きます。それからそれに必要な施設は、御指摘の通り、直ちにいたします。

それから最近に開港をするために、多數の港が開かれると思ひます。一番問題は、關門海峡、豐後海峡から釣島水道を経ます大阪灣、瀬戸内海が一番面倒だらうと思ひます。これらにつきましては、各海運局の方に通達をいたしまして、地方官憲とも協力を願ひまして、御指摘のようなトラブルの起らないように處置いたしたいと思ひます。

それから第二の點でございしますが、これは豫算の面でも、制約されまして、最初相當數を豫期しまして、迅速に海難を處理するようにしたいと思ひまして、大分大蔵省の方に折衝いたしたのであります。が、非常にその豫算削減されて、誠にどうも申し譯のないような數字になつております。けれども、詳細な具體的な數字は、大久保君の方から今御説明を願ふことにいたします。ただ從來のようにその都度その都度船籍港のあるところに來て審判を開かなければならぬというよう

な、さうなことの無いように、その

を全うすべきところの幾多陸上と云わ
ず海上の福利施設を作つて、船員をし

を完全にいたしました。航路の安全を
圖つて行くことも必要でありま

要する場合におきましては、専門的な
参事員まで置きまして、その参事員

人員、どのくらいを計上してお
られましようか、その點を具體的に

を、さうなことのないやうに、その

海難事故發生の土地において直ちに開
けることにいたしましたのと、前より
も相當数の人が殖えしたので、海員
諸君にもさまで從來のような御迷惑を
かけるようなこともあるまいかと心
得っております。

○政府委員(大久保武雄) 豫算的な
點を補足したいと思ひます。豫算
額は平年度、從來は三十六萬圓であ
りました。今回は百萬圓に増額いたし
ました。職員数は從來二十一でありま
したが、今回五十一名に増加をいたし
ました。

○小泉秀吉君 今航路標識が不完全だ
から、航路を特に指定をして外國船な
どには安全を期するやうにするとい
うやうな話があつたやうに思ひます
けれども、政府はそうした特殊の航路或
いは港に對して強制水先人を配置する
といふやうな御意思はあるのでし
やうか、その點を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(田中源三郎) 只今強制
水先人、一定の水先人を設置するとい
うやうなところまで至つておりませ
んが、今後におきまして必要があると認
めざる場合におきましては、お説の
やうにいたして、すべての外國船に
對する海難を防止したいと思ひま
するが、併しながら從來の水先案内人
がございまして、それらの外國船に
おきまして水先案内人を依頼して來
ることもあつたと思ひます。どうい
う場合は從來通りに取扱つて行けばい
いのでありまして、今政府の豫算を以
てこれを置くといふやうなことは、ま
だ今のところ考へておらんやうなわけ
でありません。

○中村正雄君 お教へ願ひたいのです
が、審判法の五十三條のいゝゆる不服

の訴えは東京高等裁判所の管轄に專屬
する。これは民事事件だと解釋してい
いわけですね、刑事の方は又別にやる
わけですね。それから第五條の懲戒の
種類一、二、三とありますが、これは
結局行政處分のわけでありませうか、こ
の行政處分に對しては司法裁判所に提
訴するといふことはできないものと解
して宜しいのでありませうか。

○政府委員(大久保武雄) 五十三條
の高等裁判所の管轄に專屬するとい
うのは民事の場合です。それから第五條
の免狀行使の停止、禁止、戒告、これ
は行政處分でありませうけれども、やは
り憲法の條章によりまして裁判所に訴
えることができる、かういふやうに考
へております。

○中村正雄君 その點につきまして、
憲法の條文によつてできるというの
は、行政處分に對して司法裁判所に上
訴すると、かういふ意味なんではし
やうか、これはどういふ意味ですか。

○政府委員(大久保武雄) 行政機關
が終審としての裁判をすることができ
ないといふことに相成つております。
審判はこれはやはり一種の裁判であ
る、かういふやうに解釋をいたしまし
て、やはりこれは司法裁判所に訴える
ことができる、かういふやうに解釋し
ております。

○中村正雄君 そうしますと、行政機
關は終審として裁判できないというの
は、司法事件に關してできないとい
う意味じやないのですか、憲法の解釋
は……行政事件に關しても、行政機
關が終審の裁判はできないと、かうい
う解釋ですか。

○政府委員(大久保武雄) これは行
政處分ではありませんけれども、内容は

免狀の行使の禁止、その他一個の海員
の權利に大きな影響を來す問題であ
ります。又審判の内容も殆ど裁判と同じ
手續を踏んで、やはりこれは一種の裁
判と解釋いたしました裁判所に上訴す
る、かういふ手續になつております。

○中村正雄君 私の考へてゐるの
は、裁判でなくして、憲法で終審の裁
判ができないというの、司法事件に
關しては、これは行政處分では終審の裁
判ができない、かういふ意味じやない
のですかと考へてゐる。だから五條
が、行政處分であれば、何も司法裁判
所に上訴することを認める必要がない
のじやないか、これをお尋ねしてゐ
るわけでありませう。

○政府委員(田中源三郎) 一應お説
の通り御尤もですが、これは民事上の
問題だけに止まるわけでありませう
からして、この裁判所はこの範圍で私
は……と思ひます。ただこれが假に船が沈
没する場合に、海難の處置を船長が取
つていなかつた、そこでフェリー、渡
船が澤山の溺死者を擧げた、かうい
つた場合に、自分のみずからの職務怠
慢によるという結果が現れるまでは、こ
の民事上の審判、いわゆる處置を取
つたか取らないか、又その船舶の構造が
どうかであつたか、又船員の措置がど
うであつたか、一切の通信機關が完全
であつたか、一切の通信機關が完全
であつたかといふやうの全般に亘る海難
に對するところの應急處置なり、船の
設備に對するところの事情が、この裁
判所において明確にされて、その結
果、それらの懲戒なり戒告が行われ
るわけでありませう。そうしてそれに伴
うて、その職務の怠慢並びに設備の不
完全からよつて來るところの溺死者に
對するところの司法上の事件は、別途

にこれは司法の方で取扱つて行きます
から、お説のやうに、終審的な判決を
下さなくても、行政的な面だけのもの
を取扱つて置けば、それでいい、こ
ういふやうに解釋してあげばいいと思
ひます。

○中村正雄君 従つて行政上の處分
は、これは審判所で終審になつてもい
いじやないか、司法裁判所に何も行
政上の終審の手續を認める必要はない
のじやないか、かうお尋ねしてゐるわ
けでありませう。

○政府委員(田中源三郎) そこで先
程申しましたやうに、その判決が多く
の犠牲を伴つて刑事上の問題を起して
來るといふやうな假定があつた場合
に、その判決に對して不服のある場合
は、上告いたしました、假にさういふ犠
牲があつてもなくても宜しい、その判
決が誤つてゐるか誤つておらないかと
いうところの法的の解決、それを最後
の上告審によつて解決し得るといふ途
を拓いておくといふことは、今あなた
の仰しやつたやうに、これで以て最終
審としてしまふといふことは、それは
若しその裁判官が法の運用を誤まつ
ておつた場合には、それを最終審とし
た場合には、そこでその人の最後の判
決を受けてしまふなければならんとい
ふことにならなかつたら、それを上告
しむるところの途を拓いておく方が妥
當ではないかと思ひます。

○中村正雄君 そうするとこれは實例
ですが、今のやうに参りますと、假に
免狀行使の禁止という懲戒處分があつ
たと、これを地方裁判所に上告して、
地方裁判所が事實の認定をやりませ
うが、その結果によつてこれは免狀行使
の禁止という處分は過ちだから破棄す
るといふことを地方裁判所が下すこ
とになるわけですか。

○政府委員(田中源三郎) そうで
ございませう。

○丹羽五郎君 先程田中政府委員から
お話になりました管轄官廳の管轄權で
すね、そのことについてちよつと私
お尋ねしたいのですが、この事件の
發生した場所によつて成るだけやつ
て行きたいというお話でありませうが、
船が港におつて警備中、いろ／＼な事
件を發生した場合に、明らかにその
地方海難審判所の管轄範圍が分つてお
りますが、假に大洋を航海しておつ
て海上において衝突したといふ場合に
は、北緯何度、東經何度の間はどこ
この管轄であるといふやうなことは何
かここに決めてあるのですか。

○政府委員(田中源三郎) 航海にお
いて海難を生じた場合における
その審判手續は、その船が寄港いた
したところの、假に他の外國にお
いて、修繕いたしまして、日本へ歸つ
て來ました一番最初に着いたしまし
たその港の管轄の海運局でやる。若し
それが沈没してしまつたといふやうな
ことがあります場合には、その船員が
日本に歸つて参りました場合には、そ
れによつてその所轄の船籍港にお
いて、人間だけおつた場合には船籍港に
おいてやつてもいいと思ひます。

○丹羽五郎君 主としてさういふ明確
でない場合には、その船籍港でやる
といふのが、それは在來慣習であつた
のですが、寄港して一番早く陸岸に來
たところの管轄海難審判所にやる
といふのが、これの眺めどころなん
ですか。船籍港においてやると思ひ
ます。

かりはしないかという事も實は考へて、でき得るならば多少餘裕のある時

を行わなさいといふ場合もてきめな
であります。こういう場合を救済い
しするために當事者からの審判の
求も認めて然るべきだと思います。
これは私の意見になりますから單にこ
れは私の意見になりますから單にこ
程度に止めて置きます。お考えを願

行が船舶の安全又は運航を阻害する結果が生じておりますときには、これその問題を取上げまして審判いたすかような豫定であります。

○新谷寅三郎君　この法案としまし

か、かように考えておりますが……。
 (賛成と呼ぶ者あり)
 ○理事(丹羽五郎君) それでは本日(2)の
 委員会はこれで以て散會いたします。
 次は退つて又参議院公報によつて御

第二章 沿革
第三章 補佐人
第四章 審判前の手續
第五章 地方海難審判所
第六章 高等海難審判所

若しくは性能に係る事由に因つて發生したものであるかどを
か。

四 水路圖誌、航路標識、船舶
信、氣象通報又は救難施設等

航海補助施設に係る事由に因つて発生したものであるかどうか。

五 港灣又は水路の状況に係る事由に因つて発生したものであるかどうか。

第四條 海難審判所は、海難の原因について取調を行い、裁決を以てその結論を明らかにしなければならない。

海難審判所は、海難が海技免狀又は水先免狀を受有する者の職務上の故意又は過失に因つて発生したものであるときは、裁決を以てこれを懲戒しなければならない。

海難審判所は、必要と認めるときは、前項の者以外の者で海難の原因に關係のあるものに對し勸告をする旨の裁決をすることができ

第五條 懲戒は、左の三種とし、その適用は、所爲の輕重に従つてこれを定める。

一 免狀行使の禁止
二 免狀行使の停止
三 戒告

免狀行使の停止の期間は、一箇月以上三年以下とする。

第六條 海難審判所は、第四條第二項に規定する場合において、海難の性質若しくは状況又はその者の關係その他の情狀に徴し、懲戒の必要がないと認めるときは、特にこれを免除することができ

第七條 海難審判所は、本案につき既に確定裁決のあつた事件については、審判を行うことはできな

第二章 海難審判所の組織及

び管轄

第八條 海難審判所は、運輸大臣の所轄に屬する。

第九條 海難審判所は、地方海難審判所及び高等海難審判所の二とす

地方海難審判所の名稱、位置及び管轄區域並びに高等海難審判所の位置は、政令でこれを定める。

第十條 各海難審判所に通じて政令の定める員数の海難審判所審判官及び海難審判所事務官を置く。

海難審判所事務官は、上司の命を受けて、海難審判所の事務を掌

海難審判所審判官の任命及び級級の資格に關する事項は、政令でこれを定める。

第十一條 海難審判所審判官は、獨立してその職權を行う。

第十二條 運輸大臣は、各海難審判所の海難審判所審判官のうち一人に各海難審判所長を命ずる。

第十三條 各海難審判所に海難審判所書記を置き、海難審判所事務官の中から、高等海難審判所長が、これを補する。

海難審判所書記は、海難審判所審判官の命を受けて、事件に關する書類の作成、保管及び送達に關する事務を掌る。

第十四條 各海難審判所に政令の定める員数の参審官を置き、その職務に必要な學識経験を有する者の中から、各海難審判所長が、これを命ずる。

以上の職務及び權限は、審判長以外の審判官と同一とする。

第十五條 地方海難審判所は、第一審の審判所とし、高等海難審判所は、第二審の審判所とする。

第十六條 地方海難審判所は、審判官三名を以て構成する審判所で審判を行う。但し、簡易な事件については、地方海難審判所は、命令の定めるところにより、理事官の請求に基いて、一名の審判官で審判を行う。

高等海難審判所は、審判官五名を以て構成する審判所で審判を行

各海難審判所は、命令の定めるところにより、第十四條第二項に規定する事件については、第一項本文又は第二項に規定する審判官及び各海難審判所長の指定する参審官二名を以て構成する審判所で審判を行う。

第一項本文、第二項及び前項の場合においては、審判官のうち一人を審判長とする。

第十七條 各海難審判所に通じて政令の定める員数の海難審判所理事官を置く。

海難審判所理事官は、審判の請求及び裁決の執行に關することを掌る。

海難審判所理事官は、その職務を行うについては、高等海難審判所理事官にあつては運輸大臣、地方海難審判所理事官にあつては、運輸大臣及び高等海難審判所理事官の命を受ける。

海難審判所理事官の任命及び級級の資格に關する事項は、政令で

これを定める。

第十八條 各海難審判所長は、海難審判所事務官の中から、海難審判所理事官の職務を補助すべき者を命ずる。

前項の者は、その職務を行うについては、海難審判所理事官の命を受ける。

第十九條 審判に附すべき事件の管轄權は、海難の發生した地點を管轄する地方海難審判所に屬する。但し、海難の發生した地點が明らかでない場合には、その海難に係る船舶の船籍港を管轄する地方海難審判所に屬する。

同一事件が二以上の地方海難審判所に係屬するときは、最初に審判開始の申立を受けた地方海難審判所においてこれを審判する。

國外で發生する事件の管轄については、政令の定めるところによる。

第二十條 地方海難審判所は、事件がその管轄に屬しないと認めるときは、決定を以てこれを管轄地方海難審判所に移送しなければならない。

前項の規定により移送を受けた地方海難審判所は、更に事件を他の地方海難審判所に移送することはできない。

第一項の場合には、事件は、初から移送を受けた地方海難審判所に係屬したものとす。

第二十一條 理事官又は受審人は、命令の定めるところにより、高等海難審判所に管轄の移轉を請求することができる。

による請求があつた場合において、審判上便宜があると認めるときは、決定を以て管轄を移轉することができる。

第二十二條 海難審判所の事務處理に關する事項は、命令でこれを定める。

第三章 補佐人
第二十三條 受審人は、命令の定めるところにより、補佐人を選任することができる。

第二十四條 補佐人は、この法律に定めるものの外、命令の定める行為に限り、獨立してこれをするこ

第二十五條 補佐人は、高等海難審判所に海事補佐人として登録した者の中からこれを選任しなければならない。但し、審判所の許可を受けたときは、この限りでない。

海事補佐人の資格及び登録に關する事項は、命令でこれを定める。

第二十六條 海事補佐人は、誠實にその職務を行わなければならない。

海事補佐人は、職務上知り得た秘密を守らなければならない。

第二十七條 海事補佐人は、高等海難審判所長の監督を受ける。

第四章 審判前の手續
第二十八條 管海官廳、警察官吏及び市町村長は、第二條各號の一に該當する事實があつたことを認知したときは、直ちに、これをその事務所の所在地を管轄する地方海難審判所の理事官に報告しなければなら

第二十九條 領事官は、國外で第二

難な事件の審判に参加する。
審判に参加する参審員の審判手

海難審判所理事官の任命及び級
級の資格に関する事項は、政令で

ることが出来る。
高等海難審判所は、前項の規定

ばならない。
第二十九條 領事官は、國外で第二

條各款の一に該當する事實があつたことを認知したときは、直ちに、證據を集取し、高等海難審判所の理事官に報告しなければならぬ。

第三十條 地方海難審判所の理事官は、この法律によつて審判を行わなければならない事實があつたことを認知したときは、直ちに、事實を調査し、且つ、證據を集取しなければならぬ。

第三十一條 理事官は、事實の調査及び證據の集取については、秘密を守り、關係人の名譽を傷つけないように注意しなければならぬ。

第三十二條 理事官は、その職務を行うため必要があるときは、左の各款の處分をすることが出来る。
一 海難關係人に出頭をさせ、又は質問をすること。
二 船舶その他の場所を検査すること。

第三十三條 海難關係人に報告をさせ、又は機密書類その他の物件の提出を命ずること。
四 公務所に對して報告又は資料の提出を求めること。
五 鑑定人、通譯人若しくは翻譯人に出頭をさせ、又は鑑定、通譯若しくは翻譯をさせること。

第三十四條 理事官は、事件を審判に付すべきものと認めたときは、地方海難審判所に對して、審判開始の申立をしなければならぬ。但し、理事官は、事實發生の後五

年を経過した海難については、審判開始の申立をすることはできない。前項の申立は、海難の事實を示して、書面で行うなければならない。

第三十四條 理事官は、海難が海技免狀又は水先免狀を有する者の職務上の故意又は過失に因つて發生したものであると認めるときは、その者を前條第二項の書面に受審人として示さなければならぬ。

理事官は、前項の場合においては、命令の定めるところにより、審判開始の申立をした旨を受審人に通告しなければならない。

第五章 地方海難審判所の審判
第三十五條 地方海難審判所は、理事官の審判開始の申立に因つて、審判を開始する。

第三十六條 審判の對審及び裁決は、公開の審判廷で行う。第三十七條 審判長は、開廷中審判を指揮し、審判廷の秩序を維持する。

審判長は、審判を妨げる者に對し退廷を命じその他の審判廷の秩序を維持するため必要な措置を執ることが出来る。

第三十八條 地方海難審判所は、審判期日に受審人を召喚し、これを尋問することが出来る。

第三十九條 受審人があるときは、裁決は、口頭辯論に基いてこれをしなければならない。但し、受審人が正當の理由なく審判期日に出頭しないときは、その陳述を聽か

ないで裁決をすることが出来る。第四十條 地方海難審判所は、申立に因り又は職權で、必要な證據を取り調べる事が出来る。

證據については、簡易裁判所における刑事訴訟に関する法令の規定を準用する。但し、審判所は、勾引、押收、搜索その他人の身體、物若しくは場所についての強制の處分をし、若しくはさせ、又は過料の決定をすることはできない。

地方海難審判所は、前項は規定するものの外、左の方法により、必要な證據を取り調べる事が出来る。
一、船舶その他の場所を検査すること。
二 機密書類その他の物件の提出を命ずること。
三 公務所に對して報告又は資料の提出を求めること。

第四十一條 地方海難審判所は、左の場合には、裁決を以て審判開始の申立を棄却しなければならぬ。
一 事件について審判權を有しないとき。
二 審判開始の申立がその規定に違反してされたとき。

三 第七條又は第十九條第二項の規定により審判を行うべきでないとき。
第四十二條 裁決には、理由を付さなければならない。

第四十三條 本案の裁決には、海難の事實及び原因を明らかにし、且つ證據によつてその事實を認めた理由を示さなければならない。但し、海難の事實がなかつたと認めるときは、その旨を明らかにすれば足りる。

第四十四條 裁決の告知は、審判廷における言渡によつてこれをする。

第四十五條 この法律に定めるものの外、地方海難審判所の審判の手續に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第六章 高等海難審判所の審判
第四十六條 理事官又は受審人は、地方海難審判所の裁決に對して、命令の定めるところにより、高等海難審判所に第二審の請求をすることが出来る。

補佐人は、受審人のため、獨立して前項の請求をすることが出来る。但し、受審人の明示した意思に反してこれを行うことはできない。

第一項の請求は、裁決の言渡の日から七日以内にこれをしなければならない。

第四十七條 理事官又は受審人は、裁決があるまで、第二審の請求を取り消すことができる。

第四十八條 高等海難審判所は、第二審の請求の手續がその規定に違反したときは、裁決を以てその請求を棄却しなければならない。

第四十九條 高等海難審判所は、地方海難審判所が不法に審判開始の申立を棄却したときは、裁決を以て事件を地方海難審判所に差し戻さなければならない。

第五十條 高等海難審判所は、地方海難審判所が第四十一條各款の一

に該當する場合において、審判開始の申立を棄却しなかつたときは、裁決を以てこれを棄却しなければならない。

第五十一條 高等海難審判所は、前三條の場合を除いては、本案について更に裁決をしなければならない。

第五十二條 高等海難審判所の審判については、この章に定める場合を除いて、第五章の規定を準用する。

第七章 海難審判所の裁決に對する訴
第五十三條 高等海難審判所の裁決に對する訴は、東京高等裁判所の管轄に專屬する。

前項の訴は、裁決の言渡の日から三十日以内に、これを提起しなければならない。

地方海難審判所の裁決に對しては、訴を提起することができない。

裁判所の裁判において裁決取消の理由とした判断は、その事件について高等海難審判所を拘束する。

第八章 裁決の執行

第五十七條 裁決は、確定の後これを執行する。

第五十八條 裁決は、その裁決をした海難審判所の理事官が、これを執行する。

第五十九條 免狀行使の禁止の裁決があつたときは、理事官は、免狀を取り上げ、これを主務官廳に送付しなければならない。

第六十條 免狀行使の停止の裁決があつたときは、理事官は、免狀を取り上げ、期間満了の後これを本人に還付しなければならない。

第六十一條 免狀行使の禁止又は停止を言い渡された者が理事官に免狀を差し出さないときは、理事官はその免狀の無効を宣し、これを官報に告示しなければならない。

第六十二條 審判長は、勸告をする旨の裁決があつたときは、勸告書を作成して、これを理事官に交付しなければならない。

理事官は、前項の勸告書を裁決書の謄本とともに勸告を受くべき者に送付しなければならない。

理事官は、命令の定めるところにより、勸告をする旨の裁決の内容を公示しなければならない。

第六十三條 勸告を受けた者は、その勸告を尊重し、努めてその趣旨に従ふ必要な措置を執らなければならない。

第九章 雜則

第六十四條 この法律の規定により

出頭した證人、鑑定人、通譯人及び翻譯人には、命令の定めるところにより、旅費、日當及び宿泊料を支給する。

第六十五條 左の各號の一に該當する者は、非訟事件手続法により、三千圓以下の過料に處する。

一 審判所から受審人として再度の召喚を受け、正當の理由がないのに出頭しない者

二 審判所から證人、鑑定人、通譯人又は翻譯人として召喚を受け、正當の理由がないのに出頭せず、又はその義務を盡さない者

三 審判所の検査を拒み、妨げ又は忌避した者

四 審判所から提出を命ぜられた帳簿書類その他の物件を提出せず、又は虚偽の記載をした帳簿書類を提出した者

第六十六條 第三十七條第二項の規定による審判長の命令に従わなかつた者は、非訟事件手続法により、これを千圓以下の過料に處する。

附則

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

この法律は、この法律施行前に發生した海難については、これを適用しない。

海員懲戒法は、これを廢止する。

水先法の一部を次のように改正する。

第十九條乃至第二十一條 削除
この法律施行前に發生した事實に基く審判については、舊法及び改正前の水先法第十九條乃至第二十一條の

規定は、なおその效力を有する。この場合において、舊法及びこれらの規定中「海員審判所」とあるのは「海難審判所」と読み替へるものとする。

高等海員審判所においてした事件に關する手続は、これを高等海難審判所においてした事件に關する手続と、地方海員審判所においてした事件に關する手続は、これをその地方海員審判所の所在地を管轄する地方海難審判所においてした事件に關する手続とみなす。

八月十二日豫備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。

一、鐵道營業法の一部を改正する法律案（第三十二號）

鐵道營業法の一部を改正する法律案

鐵道營業法の一部を次のように改正する。

第三條に次の一項を加える。

緊急且ムヲ得サルトキハ政令ヲ以テ前項ニ規定スル公告期間ヲ一月未満ニ短縮スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ七日ヲ下ルコトヲ得ス

附則

この法律は公布の日から、これを施行する。

昭和二十二年政令第百十三號は、これを廢止する。